

令和5年度移住・定住支援制度一覧 (R5.8月時点)

市町村名	美作市														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
企画情報課									○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
企画情報課	井上 賢治	0868-72-6631

2 移住専門相談員の有無

有  無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無

有  無

整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数
H23 H24	2戸 1戸	2カ月	4件	3件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	お試し住宅(休止中)	○対象者 1. 現在、美作市外へ在住の方。 2. 美作市への移住を希望されている方。 3. 地元集落の自治会活動等へ参加する意欲のある方。 4. 利用期間中、1名以上が常時滞在出来る方。	○使用料 ・1号棟:2万円/月 ・2号棟:3万円/月 ・3号棟:3万円/月 ○利用可能期間 2カ月 ○住宅設備 ・上水道・下水道・光ケーブル ・家電製品等 (テレビ・冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ・ガスコンロ) ○その他 ・CATV・NTT光インターネット ・光電話は別途料金が必要 ・光熱水費は全て自己負担
起業			
就農	就業奨励金支給事業	美作市で新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていこうとする39歳以下の者を支援する制度	奨励金5万円
	新規就農者育成総合対策(経営開始資金)	美作市で新たに農業経営を開始した49歳以下の認定新規就農者を支援する制度	上限150万円(最長3年間)
	美作市就林事業奨励金制度	美作市で新たに林業経営を始めた者、又は林業に就職した者を支援する制度。	奨励金10万円
住宅	美作市みまさか移住定住住宅補助金 R2.4.1~R7.3.31	市外への人口流出の歯止めを図り、市外からの移住の促進により、定住人口の増加、活力ある地域づくりを推進するため、美作市内に住宅を建築した者、住宅を購入した者又は3親等以内の親族の住宅を継承(相続、贈与)した後、そのリフォームを行った者に対し補助金を交付する。  ○対象要件 ・申請日において対象世帯員が美作市に住所を有すること。 ・市税等に滞納がないこと。 ・自己資金により住宅を建築、購入、リフォームしていること。 ・補助金交付後5年以上定住する意思のある者。 ・申請期間は住宅の所得日(登記日)から1年以内。 など  ○種類: 新築住宅補助金、中古住宅補助金、ふるさと後継ぎ支援補助金	○新築住宅補助金 新築住宅を建築または購入費用の1/10(上限40万円) ○中古住宅補助金 中古住宅購入費用の1/10(上限30万円) ○ふるさと後継ぎ支援補助金 リフォーム費用の1/2(上限30万円) ※加算 【市内事業者加算】建築・購入、リフォームを市内事業者とした場合(費用の1/2、上限10万円) 【児童生徒加算】世帯員に義務教育終了前の子がいる場合(5万円/人) 【光ケーブル加算】対象工事に併せて光ケーブルの工事をした場合(費用の1/2、上限3万円) 【宅地購入加算】申請者及び配偶者のどちらかが50歳未満の場合(費用の1/2、上限10万円) 【中古住宅改修加算】中古住宅補助金の対象事業に併せてリフォームをした場合(費用の1/2、上限30万円)

<p>美作市ふるさと住宅リフォーム補助金 R2.4.1～R7.3.31</p>	<p>空き家の利活用により、市外からの移住を促進し活力ある地域づくりを推進するため、美作市空き家情報バンク制度運営要綱で定める空き家情報バンクに登録した家屋の増改築に要する費用に対し補助金を交付する。</p> <p>○対象要件 ・空き家情報バンクに登録された家屋を増改築し、補助金の交付を受けた日から5年以上賃貸契約を行おうとする者、又は賃貸契約により居住する者。 ・市税等に滞納がないこと。 ・自己資金により住宅をリフォームしていること。 など</p> <p>○種類：ふるさと我が家リフォーム補助金、ふるさと賃貸リフォーム補助金</p>	<p>○ふるさと我が家リフォーム補助金 空き家所有者がリフォームする費用の1/2以内(上限30万円) ○ふるさと賃貸リフォーム補助金 空き家賃借者がリフォームする費用の1/2以内(上限30万円) ※加算 【市内事業者加算】リフォームを市内事業者とした場合(費用の1/2、上限10万円) 【光ケーブル加算】対象工事に併せて光ケーブルの工事をした場合(費用の1/2、上限3万円) 【児童生徒加算】ふるさと賃貸リフォーム補助金対象者の世帯員に義務教育終了前の子がいる場合(5万円/人)</p>
<p>子育て</p>	<p>不妊・不育治療支援事業</p> <p>不妊・不育治療を受けられた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため治療費を助成する。</p> <p>○対象者・要件 ・美作市に住所を有すること ・対象者及びその世帯員に市税の滞納がないこと。 ・申請年度において他の市区町村が実施している、不育治療に関する助成制度の適用を受けていないこと。</p>	<p>保険適用外の治療及び検査費用 不妊治療：助成上限30万円(治療費の2/3以内) 不育治療：助成上限30万円</p>
<p>病児・病後保育事業</p>	<p>美作市立大原病院の病児・病後保育室において、急な病気や病気の回復期のため、集団または家庭での保育が困難なとき、保護者に代わって子の保育を行う。</p> <p>○対象者・要件 ・美作市に住所を有する、又は保護者が美作市内に勤務をしている、生後6ヶ月から小学校6年生までの子。 ・病気の回復期に至っていない、又は回復期であっても安静にしておく必要がある子。 ・保護者が、仕事や病気などで家庭での保育が受けられない子。 ・原則予約制、定員2名(事前登録が必要、当日の登録も可能)</p>	<p>○利用料 1日：1,500円 ※生活保護、ひとり親家庭医療費受給世帯は1,000円 ※市外在住者は2,000円 ※希望者のみ別途給食代400円</p>
<p>発達支援センター</p>	<p>乳児から中学卒業(必要に応じて高校生にも対応)までの保護者が、子の成長発達で心配なことを相談できる。また、入園・就学時など成長段階にあわせて切れ目ないサポートを受けられる。</p>	<p>○発達支援教室 発達面が気になる、育ちに困り感があるなどの相談を受けたり、子への関わり方や子育てのポイントを学べる。 対象者：就学前までの子とその保護者 ・卒業生に対して小学生、中学生の相談・教室を実施 ○巡回相談 保育園・幼稚園などの集団生活の中で、保護者・保育士などの気づきを適切な支援につなげていくための、専門スタッフによる巡回相談。 各園ごとに、月1回程度実施</p>
<p>親子電子手帳サービス事業</p>	<p>希望者に親子手帳の電子サービスを開始します。親子健康手帳の記録から、美作市の情報までスマートフォンやタブレットで簡単にサポートできるアプリ。</p>	<p>予防接種や検診の管理が簡単に出来る。</p>
<p>ひとり親世帯移住定住促進補助金</p>	<p>○対象者・要件 ・令和3年1月1日以降に美作市に転入と同時に賃貸住宅に入居し、同居するひとり親世帯 ・転入の時点から日引き続いて賃貸住宅に居住していること ・転入日から3年以上継続して市内に居住する意思があること</p>	<p>賃貸住宅賃貸者契約に定められた賃借料(共益費、駐車場料金、光熱水費を除く)から住宅手当等の補助を差し引いた額(1月当たり上限20,000円)を申請した月から36ヶ月間</p>
<p>出産祝い金</p>	<p>(支給対象者)H29.4.1日以降に生まれた子で、生まれた子と同居している父又は母で次のいずれにも該当していることが必要。 1.誕生日において生まれた子と同じ世帯で美作市の住民基本台帳に登録されている事。 2.乳幼児健康診査を受信している事。 3.支給対象者及びその配偶者のいずれも市税の滞納がないこと。</p>	<p>第3子のみ150,000円</p>
<p>出産子育て応援給付金</p>	<p>(支給対象者) 市内で妊娠された方</p>	<p>妊娠時 50,000円 出産後 50,000円</p>
<p>その他</p>	<p>タクシー利用補助事業</p> <p>運転免許証のない高齢者、障害者を対象にタクシー利用料金の一部を助成します。</p>	<p>タクシー料金の半額(上限5,000円)</p>
<p>新婚さんいらっしやい事業</p>	<p>平成31年4月1日以降に婚姻し、美作市内に住居登録のある新婚夫婦に対し最長で3年間給付します。</p>	<p>給付金10万円/年度を最長3年間</p>
<p>若者移住定住促進給付金</p>	<p>(支給対象者)高等学校等に通学することを目的として、美作市外から美作市内に生活の本拠を移した方に給付金を支給します。</p>	<p>1月あたり5千円。但し、高等学校から生活の本拠を移す事により奨学金等を交付されている場合は1万円を上限として同額を支給します。</p>
<p>移住支援事業・マッチング支援事業補助金</p>	<p>東京圏から美作市に移住した人で、岡山県が実施するマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された求人を行う法人に就業し、起業支援金の交付決定を受けた人に支援金を交付する。</p>	<p>・2人以上の世帯の場合 100万円 ・単身の場合 60万円</p>
<p>美作市学校給食における食物アレルギー対応</p>	<p>学校給食は児童・生徒の新進の健全な発達に資するものであり、かつ児童・生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである事に鑑み、全ての児童・生徒が安心して楽しく給食を食べられるよう食物アレルギーに「かかる対応をする。 対象者は、各幼稚園・小学校・中学校の児童・生徒で医師から「学校生活管理指導票」により規定する食品等における食物アレルギーと診断され、かつ各家庭においてアレルギーの完全除去を行っている児童等とし、その他の児童への対応は原則として行わない。</p>	<p>(対応食品)鶏卵・卵類・牛乳・乳製品・小麦・落花生(ピーナッツ)・えび・かに・そば (対応内容)アレルギー源の除去のみ。代替食なし</p>
<p>空き家情報</p>	<p>空き家財道具等撤去補助金</p> <p>空き家バンクに登録されている物件の所有者が「空き家の家財道具を撤去する際の費用を補助する。</p>	<p>補助対処経費の1/2(上限10万円)</p>